

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、御所市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年九月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（都市計画図修正）
- 二 測量の地域 御所市全域
- 三 測量の期間 令和二年八月三十一日から令和三年三月二十六日まで